

学校法人松本学園
松本短期大学
機関別評価結果

令和7年3月14日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

松本短期大学の概要

設置者 学校法人 松本学園
理事長 銭坂 久紀
学 長 木内 義勝
A L O 福田 明
開設年月日 昭和 47 年 4 月 1 日
所在地 長野県松本市笹賀 3118

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
幼児保育学科		100
介護福祉学科		40
	合計	140

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

松本短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年7月4日付で松本短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

松本短期大学は、建学の精神を明文化し、専門職として自己研鑽に励むことができ、なおかつ誠実に地域の人々に尽くすことのできる人材の育成に努めるという教育上の理念・理想を明示している。建学の精神は、ウェブサイトや「教育課程・学生生活ガイド」等により学内外に表明している。

地域・社会貢献の在り方を「松本看護大学 松本短期大学 地域・社会貢献の定義」として明確にし、地域交流センター及び地域交流委員会を組織し、地域・社会に向けた多様な公開講座やボランティア活動などを積極的に行っている。さらに、複数の地方公共団体との連携協定締結により活動の幅を広げ、多様な分野での交流活動や支援活動を展開している。

2 学科共通の教育理念・教育目標及びケアスペシャリスト育成の5つの柱に基づき、学科ごとに教育目標、三つの方針及び学習成果を関連付けて一体的に策定している。これらは、ウェブサイトや「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」、学生募集要項、冊子「学びの軌跡」等に掲載し、学内外に表明している。

自己点検・評価に関しては、規程に基づき委員会を設置し、全教職員が関与した組織的な自己点検・評価活動が毎年行われており、その報告書をウェブサイトで公表している。学習成果の査定についてはアセスメント・ポリシーを策定し、学習成果の達成状況を入学前から卒業後までの時期別に、科目・教育課程・機関レベルの複数の査定手法・指標を用いて検証している。その査定手法・指標の点検を組織的に行い、査定結果を教育改善につなげるPDCAサイクルの有効性を高めるべく取り組んでいる。

学科ごとの卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの教育目標に基づき策定されており、10項目の学習成果に対応している。各学科の卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程は体系的に編成されている。また、カリキュラム・マップを作成し、卒業認定・学位授与の方針の項目別に各学年で学ぶ授業科目を整理し、学生に対して分かりやすく示している。入学者受入れの方針は、各学科で学習成果に対応した方針を定めており、学生募集要項にも明確に示している。

幼児保育学科では保育士資格と幼稚園教諭二種免許状、介護福祉学科では介護福祉士の

資格取得に向けて、それぞれの養成課程の中で実習を含めた職業教育を実施している。

学生の学習上の悩み等の相談には主としてゼミナールまたはチューター担当教員が対応している。各学期終了時には冊子「学びの軌跡」を活用し、学生全員と個別面談を行っている。就職支援は学生部や学生支援委員会がその中心を担い、学科ごとに国家試験対策や就職ガイダンス等の支援の取組みが行われている。

教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を編制しており、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。教員の教育研究活動に関する規程は整備され、研究業績はウェブサイトで公開している。FD活動はFD委員会を中心に、各種研修会を実施するなど、授業・教育方法の改善に努めている。

事務組織の責任体制は明確であり、教職員全員が学生や教育活動の情報を共有し、教職協働で学生の支援に携わっている。教職員の就業については就業規則等を整備し、全教職員が閲覧・印刷ができるよう環境を整え、周知を図っている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足している。ケアスペシャリストの養成機関として、新しい音楽棟を整備し、各種実習室を整えるなど、教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための環境の充実に努めている。また、技術的資源については、教育課程編成・実施の方針に従って情報技術に関するサービスの導入や専門的な支援等の向上・充実に努めている。施設設備は関係諸規程に従って適切に維持管理している。火災・防災対策として、学生・教職員に対して火災や地震を想定した定期的な避難訓練を実施している。

財務状況について、学校法人全体で過去3年間、短期大学部門で過去2年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮し業務を総理しており、理事会を学校法人の意思決定機関として運営している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事は法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

学長は、教学運営の最高責任者としてリーダーシップを発揮し学校運営を行っており、学則及び教授会運営規程に基づいて、短期大学の教育研究上の審議機関である教授会を適切に開催し運営している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況に関する監査に加えて、教学監査にも注力するとともに、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。評議員会は、理事定数の2倍を超える数の評議員をもって組織され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法で定められた教育情報、学校法人の情報等については、ウェブサイトでご公表・公開されている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実に努める観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 「松本看護大学 松本短期大学 地域・社会貢献の定義」に基づき地域交流センター、地域交流委員会を組織し、学生部・学生支援委員会が中心となって学生にボランティアを推奨し、学生や教職員が多くの活動を行っている。また、ボランティアを通して学生の主体性が高まるなど、ケアスペシャリストとしての成長に良い影響を生み出している。さらに、地域関係者と連携する中で、ボランティア活動が地域のニーズに応えられているかを継続的に確認している。

[テーマ B 教育の効果]

- 短期大学での学びの全体像について学生の理解を促すために、建学の精神、2 学科共通の教育理念と教育目標、及びケアスペシャリスト育成の 5 つの柱(ねらい)を明示し、これらと各学科の教育目標等の関連性を図示した資料を作成し、「教育課程・学生生活ガイド」に掲載して教育活動に活用している。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会が示した短期大学認証評価の評価基準・観点について 5 段階で評価する自己点検・評価状況チェックリストを独自に作成し、全教職員を対象に毎年回答を求めている。この取組みによって、全教職員が自己点検・評価の視点を意識しながら短期大学の現状を捉え、向上・充実を図るべき点や改善すべき点を認識することにつながっている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 学習成果の獲得状況を測定・評価し、フィードバックする仕組みとして、「学びの軌跡」システムが効果的に機能している。学生は冊子「学びの軌跡」で、学期ごとに GPA と自己評価に基づく学習成果の獲得状況を自ら把握する機会を得ている。そして、冊子を活用し、各学期終了時に行うゼミナールまたはチューター担当教員との「学生全員面談」は、学習成果を振り返り、その後の目標や課題の明確化を図る機会となっている。

[テーマ B 学生支援]

- 幼児保育学科ではゼミナール担当教員、介護福祉学科ではチューター担当教員による、学生に対する継続的な個別指導や相談の体制が確立されている。各専任教員がこれを担当することで少人数での支援が可能となり、学生にも教員に相談をしやすい環境がつけられている。新入生にとっては、ゼミナール等を通じた上級生との交流も、学生生活における重要な要素となっている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ C ガバナンス]

- 監事は学長及び学科長との面談を行うほか、学内で自ら学生の様子を観察し、声をかけ、情報収集するなど、積極的な姿勢で学校運営の監査を行っている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 「シラバス（履修ガイド）」には必要な項目が明示されている一方で、記載内容が不十分な箇所があり、「事前・事後学修」の内容については、学生の自己学習へとつながる、より具体的な内容を示すことが望まれる。また、各項目の記載内容に関する教員間の共通理解や、確認体制の強化等による内容の充実が望まれる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、学校法人全体で過去3年間、短期大学部門で過去2年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「第2期中期経営計画」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。
- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

松本短期大学は、建学の精神を明文化し、専門職として自己研鑽に励むことができ、なおかつ誠実に地域の人々に尽くすことのできる人材の育成に努めるという教育上の理念・理想を明示している。建学の精神とその概説をウェブサイトや記念誌、「教育課程・学生生活ガイド」等に掲載し、学内外に表明している。また、高等学校関係者にはオープンキャンパスや高等学校訪問時、学生には前・後期のオリエンテーション、教職員には教授会等において、建学の精神の涵養、周知に努めている。

「松本看護大学 松本短期大学 地域・社会貢献の定義」として地域・社会貢献の在り方を定め、地域交流センター及び地域交流委員会を組織し、地域・社会に向けた多様な公開講座やボランティア活動などを積極的に行っている。さらに、複数の地方公共団体との連携協定締結により活動の幅を広げ、学生、教職員、学園、卒業生が多様な分野で交流活動や支援活動を展開している。

建学の精神に基づき、2 学科共通の教育理念、教育目標を定めるとともに、その教育目標を支えるケアスペシャリスト育成の 5 つの柱を掲げており、各学科の教育目標、三つの方針及び学習成果とともに、ウェブサイトや「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」、学生募集要項、「教育課程・学生生活ガイド」、冊子「学びの軌跡」等に掲載し、学内外に表明している。また、各学科の教育目標に基づく人材の養成が地域・社会の要請に込んでいるかについて、資格取得率や就職状況、就職先へのアンケート結果によって毎年点検している。

建学の精神の下、短期大学の学習成果を定め、教育理念、教育目標に基づき各学科の学習成果も明確にしている。また、各学期終了後に行う、「学びの軌跡」システムでの全学生と教員との継続的な個別面談を通して、学習成果の獲得状況を把握・評価しフィードバックする独自の試みを開始している。

各学科の三つの方針は関連付けられ、一体的に定められており、学生募集から卒業に至る教育活動は三つの方針を踏まえて行われている。令和 4 年度には学長を中心に教授会、自己点検・評価委員会、教育課程委員会、評価委員会、各学科等で議論を重ね、学生が理解しやすい内容となっているかという視点から見直し、改定を行った。

「松本短期大学 自己点検・評価に関する規程」に基づく自己点検・評価委員会と、「松本短期大学 評価委員会規程」に基づく評価委員会を設置し、全教職員が関与した自己点検・評価活動が毎年行われ、報告書をウェブサイトで公表している。また、報告書を踏ま

え、必要な FD・SD 研修や授業改善への取組みを行っている。

短期大学全体でアセスメント・ポリシーを策定し、学習成果の到達状況を入学前から卒業後までの時期別に、科目・教育課程・機関レベルの複数の査定手法・指標を用いて検証している。その査定手法・指標の点検を組織的に行い、査定結果を教育の改善につなげる PDCA サイクルの有効性を高めるべく取り組んでいる。なお、アセスメントとしての各種調査やアンケートの結果が教授会に報告されていると自己点検・評価報告書に記載されていたものの、教授会議事録にはその記録がなかった。既に改善が図られているが、今後は適切に記録されることを期待する。関係法令の変更時はその内容を全教職員で共有し、法令遵守に努めている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

建学の精神、教育理念と教育目標、ケアスペシャリスト育成の 5 つの柱、各学科の教育目標に基づき、学科ごとに卒業認定・学位授与の方針を明確に示している。卒業認定・学位授与の方針は、それぞれ 10 項目の学習成果に対応している。

各学科の卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を体系的に編成している。また、卒業認定・学位授与の方針の項目別に各学年で学ぶ授業科目を体系的に整理したカリキュラム・マップを作成し、達成に向けての道筋を学生に対して分かりやすく示している。なお、シラバスには、必要な項目は明示されているものの、記載が不十分な箇所もあるため、確認体制の強化による内容の充実が望まれる。また、学期ごとに履修登録できる単位数の上限については、「教育課程・学生生活ガイド」掲載の履修に関する内規に定め運用しているが、単位の実質化を図るために科目の範囲など内容の再検討を期待する。

教養教育は、学科ごとにケアスペシャリスト育成の 5 つの柱に対応する科目を編成している。教養科目と専門科目の関連については各学期はじめのオリエンテーションで説明している。

幼児保育学科では保育士資格と幼稚園教諭二種免許状、介護福祉学科では介護福祉士の資格取得に向けて、それぞれの養成課程の中で実習を含めた職業教育を実施している。また、各学科でキャリア形成・キャリアデザインに関する科目を配置し、専門職としての意識形成や進路設計等を学ぶ機会を設けている。

各学科で学習成果に対応した入学者受入れの方針を定めており、学生募集要項にも明確に示している。入学者選抜の方法は、高大接続の観点から多様な方法を採用し、評価方法を学生募集要項に明示するなど、公正かつ適正に実施している。

学習成果の獲得状況について、GPA、単位取得状況、学位授与率、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状の取得率、介護福祉士国家試験合格率等を活用している。また、「学びの軌跡」システムに加え、学科ごとに履修カルテや複数の評価シート等を用いて学習成果を量的・質的に測定している。

学生の卒業後評価については、就職先へのアンケート調査を定期的に行っている。また、教員による実習巡回では卒業生の評価を聴取し、その結果を基に、就職先で学習成果が発揮されているか、在学中の教育が生かされているかという視点から、各学科で点検を

行っている。

教員は「シラバス（履修ガイド）」に明記した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価するとともに、GPA等のデータや各種の調査等によって学習成果の獲得状況を把握している。全科目に対して「VOICE（学生による授業評価）」が実施され、その結果のフィードバックを踏まえて、教員は授業評価報告書を作成している。

事務職員は所属部署の職務を通じて学習成果の獲得に貢献し、学生に対する声かけや個別支援を実践している。図書館職員は教員や学生の希望を踏まえて図書を購入し、利便性の向上や利用促進の取り組み等を行っている。

入学手続者に対しては、「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」に加えて、各学科で作成した資料等を送付して、授業や学生生活についての情報を提供している。入学後には各学科で学習や学生生活についてのオリエンテーションを実施している。学生の学習上の悩み等の相談には主としてゼミナールまたはチューター担当教員が対応している。また、各学期終了時には冊子「学びの軌跡」を活用して学生全員と個別面談を行い、学習状況の把握と指導に取り組み、さらに、GPA2.0未達の学生については学科会で情報を共有し、個別に指導を行っている。

学生の健康管理は保健室が中心となり、必要に応じて教員と情報共有をしながら支援を行っている。学内に相談箱を設置するとともに、「学習成果と学生支援に関する満足度調査」によって学生の意見や要望の聴取に努めている。

就職支援のための教職員の組織として学生部や学生支援委員会がその中心を担い、就職活動への意識付けと促進を図っている。また、幼児保育学科では、就職試験等の対策を行うとともに、「自治体就職ガイダンス」を開催して就職に向けた支援を行っている。介護福祉学科では、介護福祉士の国家試験対策に加え、「就職相談会」等を実施して、介護福祉関連の施設・事業所への就職を支援している。また、四年制大学への編入学等の情報を学生部と各学科が共有し、学生の進路支援を積極的に行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準に定める教員数を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づき編成されている。学内諸規程に基づき専任教員の採用と昇任を行い、非常勤教員についても短期大学設置基準の規定を準用し適切な採用・配置を行っている。

専任教員は、教育課程編成・実施の方針等に基づき、各分野で積極的に教育活動に取り組んでおり、研究業績はウェブサイトで公開している。研究活動に関連する規程等は整備され、研究倫理に対する取り組みとして、全専任教員に対して研究倫理及びコンプライアンスに関する研修会を実施している。研究成果の発表の機会として「松本短期大学研究紀要」を発行しているが、研究時間の確保や研究活動に対する支援等が期待される。FD活動については併設大学と共同の規程を定め、FD委員会を中心に、学科別のFD研修会と全体でのFD研修会を実施するほか、教員相互の授業参観に取り組むなど授業・教育方法の改善に努めている。

事務組織は、諸規程に基づき、事務長を中心に責任体制が明確である。事務職員は、個々の能力や適性に応じて各部署に配置され、専門的な職務能力を有している。また、規程に

基づき SD 活動を行い、必要に応じて外部機関の研修会にも参加し能力・知識の向上に努めている。

教職員の就業については就業規則等を整備し、専用パソコンから全教職員が閲覧・印刷ができるよう環境を整え、周知を図っている。この諸規程に基づき、人事、労務管理を適切に行っている。また、倫理委員会が中心になってハラスメント防止に努めている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準にのっとり整備している。令和 2 年度には音楽棟を新設し、各種実習室の整備、情報システムをはじめとする教育環境の充実等に努めている。図書館は、学生の学習成果の獲得に適した図書等を有し、蔵書以外にも、データベース・電子ジャーナル等を契約し、学生・教職員の教育研究のための環境を整備している。障がい者の受入れに対応できるようエレベーター・スロープ及び多目的トイレ等を設置している。

固定資産や物品については財務諸規程を整備し、維持管理を行っている。防犯や災害に向けては、地方公共団体や地域と連絡を取り合い、適切に対応している。火災・防災対策について防火管理規程を整備し、学生・教職員に対しては火災や地震を想定した定期的な避難訓練を実施している。また、震災時等の情報発信、安否確認ツールとして、安否確認サービスアプリを導入し、使用方法についての周知も行っている。コンピュータシステムのセキュリティ対策については規程を定め、情報セキュリティ維持のための対策を実施している。

教職員へのパソコンの貸与や学内 LAN 及び Wi-Fi などインターネット環境の整備を行い、授業や学校運営に活用している。全学生・教職員に、学内ネットワークシステムにアクセスする ID を付与し、ビデオ通話ソフトウェアや電子メール等を活用し、講義資料の掲載、課題配信、遠隔授業などに対応した環境を整備している。

財務状況について、学校法人全体で過去 3 年間、短期大学部門で過去 2 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「第 2 期中期経営計画」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、短期大学事務長や学園事務局長という実務経験を有し、建学の精神、教育理念、教育目標を理解して学園の発展に寄与している。理事長は設置する各機関の運営状況の把握のみならず、それぞれを取り巻く環境の変化や課題を理解し、中期経営計画の策定や見直しを通じて、学校法人運営の健全化にリーダーシップを発揮している。また、理事長は寄附行為の規定に基づき理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事は法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

学長は、他の短期大学での管理運営経験を有し、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌し最終的な判断を行っている。建学の精神に基づく教育研究を推進し、学生の学習成果の獲得のため、学生や教職員との信頼関係構築に努め、堅実な学校運営を行っている。教授会は学則及び教授会運営規程に基づき開催され、

短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されている。

監事は、私立学校法及び寄附行為に基づき、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査を実施している。監事は理事会、評議員会へ毎回出席し、学校法人運営全般に関して質問・意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出し、業務を適切に遂行している。また、教学監査にも積極的にに関わり、定例的な教学監査時に行う学生面談のみならず、自ら学生生活について学生から話を聞くために学生の輪に入るなど、運営状況の把握に努めている。

評議員会は、理事定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織されている。関係法令等に基づき、学校法人の運営に関する重要事項について、理事長があらかじめ評議員会の意見を聴く体制となっており、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法で定められた教育情報、学校法人の情報等については、ウェブサイトで公表・公開されている。